

福岡市公報

令和 7 年 3 月 27 日 第 7131 号(別冊 3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市市民会館条例施行規則の廃止（第14号）	1
○福岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正（第15号）	1
○福岡市立老人福祉センター条例施行規則の一部改正（第16号）	2
○博多港港湾施設管理条例施行規則の一部改正（第17号）	3
○福岡市営渡船条例施行規則の一部改正（第18号）	9
○福岡市自転車駐車場条例施行規則の一部改正（第19号）	10
人 事 委 員 会	
○職務に専念する義務の免除の臨時措置に関する規則の廃止（規則第1号）	10

規 則

福岡市市民会館条例施行規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第14号

福岡市市民会館条例施行規則を廃止する規則

福岡市市民会館条例施行規則（昭和38年福岡市規則第55号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第15号

福岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 4 年福岡市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 19 条の 2 第 3 項第 1 号」を「第 19 条の 2 第 3 項」に改める。

第 4 条第 2 項を削る。

第 8 条を第 9 条とし、第 5 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

第 5 条 次に掲げる場合には、条例第 19 条の 2 第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第 1 項の勤務とみなす。

(1) 条例第 19 条の 2 第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした場合

(2) 条例第 19 条の 2 第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項の勤務をした場合

附則第 2 項中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市立老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 16 号

福岡市立老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立老人福祉センター条例施行規則（昭和 43 年福岡市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条（見出しを含む。）中「休園日」を「休館日」に改める。

第 6 条の見出し中「入園者」を「入館者」に改め、同条中「入園する」を「入館する」に改め、同条第 6 号中「入園者」を「入館者」に改める。

別表第 1 施設の名称の欄を次のように改める。

施設の名称
福岡市立福岡 100 プラザ博多
福岡市立福岡 100 プラザ西
福岡市立福岡 100 プラザ南
福岡市立福岡 100 プラザ東

福岡市立福岡100プラザ中央
福岡市立福岡100プラザ城南
福岡市立福岡100プラザ早良

別表第2施設の名称の項中「休園日」を「休館日」に改め、同表施設の名称の欄を次のように改める。

施設の名称
福岡市立福岡100プラザ博多
福岡市立福岡100プラザ西
福岡市立福岡100プラザ南
福岡市立福岡100プラザ東
福岡市立福岡100プラザ中央
福岡市立福岡100プラザ城南
福岡市立福岡100プラザ早良

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

博多港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第17号

博多港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

博多港湾施設管理条例施行規則（平成16年福岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条中「様式第7号まで）」の次に「その他市長が必要と認める書類」を加える。

第3条の2の次に次の2条を加える。

（占用の申請）

第3条の3 条例第4条の2第1項の許可を受けようとする者は、占用許可申請書（様式第7号の3）その他市長が必要と認める書類を市長に提出して占用の申請をしなければならない。

(工作物設置の申請)

第3条の4 条例第6条の許可を受けようとする者は、工作物設置許可申請書(様式第7号の4)その他市長が必要と認める書類を市長に提出して設置の申請をしなければならない。

第4条の見出し中「利用の許可」を「利用の許可等」に改め、同条第2項中「利用の」を「利用又は占用の」に改める。

第5条中「前2条」を「第3条及び前条」に改める。

第6条の見出しを「(専用利用等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 占用の許可は、占用許可証を交付して行うものとする。

第7条の見出し中「利用終了時」を「利用等終了時」に改め、同条中「の利用」の次に「又は占用」を加える。

第9条の見出し中「利用基準」を「利用等基準」に改め、同条中「利用する」を「利用し、又は占用する」に改め、「その利用」の次に「又は占用」を加え、「利用基準」を「利用又は占用に係る基準」に改める。

第14条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用料」の次に「及び占用料」を加え、同条第3号中「の利用」の次に「又は占用」を、「使用料」の次に「又は占用料」を加え、同条第4号中「使用料」の次に「又は占用料」を加える。

第14条の次に次の2条を加える。

(臨港道路用地の例外)

第14条の2 臨港道路用地として公共用に供している行政財産についてこれを占用し、又は掘さくするための条例第4条の2第1項の規定による占用をさせる場合には、この規則の規定にかかわらず、福岡市道路占用規則(昭和31年福岡市規則第31号)の規定の例による。

(立入検査の証明書)

第14条の3 条例第15条第3項に規定する証明書は、様式第7号の5によるものとする。

第15条の2中「様式第7号の3」を「様式第7号の6」に改める。

第15条の3第3項中「様式第7号の4」を「様式第7号の7」に改め、同条第6項中「様式第7号の5」を「様式第7号の8」に改め、同条第7項中「様式第7号の6」を「様式第7号の9」に改める。

第15条の4中「様式第7号の7」を「様式第7号の10」に改める。

第15条の7第2項中「様式第7号の8」を「様式第7号の11」に改める。

第16条第1項中「第3条から第6条まで」を「第3条、第4条及び第6条第1項」に、「第6条中」を「第6条第1項中」に改め、同条第2項を削る。

別記様式第7号の8を様式第7号の11とし、様式第7号の7を様式第7号の10とし、様式第7号の6を様式第7号の9とし、様式第7号の5を様式第7号の8とし、様式第7号

の4を様式第7号の7とし、様式第7号の3を様式第7号の6とし、様式第7号の2の次に次の3様式を加える。

様式第 7 号の 3

年 月 日

港湾施設占用許可申請書

(宛先)福岡市長

申請者

住 所(事務所の所在地)

氏 名(名称及び代表者氏名)

担当者

連絡先

下記のとおり占用の許可を申請します。

占 用 施 設 名			
場 所			
占 用 目 的			
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
占 用 面 積	m ²	当初許可年月日	年 月 日
工 作 物	数 量	当 初 許 可 年 月 日	備 考
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

年 度	許 可 番 号	整 理 番 号

様式第7号の4

工作物設置許可申請書

年 月 日

宛 先
福岡市長 様申請者 住 所
氏 名

下記のとおり、工作物設置の許可を受けたいので、博多港湾施設管理条例施行規則第3条
の4第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 工作物等の名称

2. 工作物等の構造

3. 設 置 場 所

4. 設 置 面 積

5. 設 置 目 的

6. 設 置 予 定 日 年 月 日から 年 月 日まで

様式第 7 号の 5

(表)

第	号
証 明 書	
所 属	
氏 名	
上記の者は、博多港湾施設管理条例第15条に規定する立入検査の権限を有するものであることを証明する。	
年	月 日
福岡市長	
印	

(裏)

博多港湾施設管理条例（抜粋）

（報告徴収、立入検査等）

第15条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、許可利用者その他必要と認める者から報告又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、その職員に、条例の規定による許可に係る場所若しくは許可利用者その他必要と認める者の事務所若しくは事業場に立ち入り、行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類等を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、当該立入検査に従事する職員であることを証する証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（罰則）

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の博多港港湾施設管理条例施行規則第16条第1項において準用する第3条及び別記様式第8号の規定によりされた目的外使用の申請のうち、博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例（令和7年福岡市条例第36号）による改正前の博多港港湾施設管理条例（昭和39年福岡市条例第78号）第24条第1項の規定により使用料を徴収することとされている港湾施設に係るものは、この規則による改正後の博多港港湾施設管理条例施行規則第3条の3及び別記様式第7号の3の規定によりされた占用の申請とみなす。

福岡市営渡船条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月27日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第18号

福岡市営渡船条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市営渡船条例施行規則（昭和39年福岡市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「第4項」の次に「及び第5項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 次の各号に掲げる者については、条例第6条第2項の規定により、当該各号に定める定期運航路線に係る普通乗船運賃を半額に減額する。
 - (1) 福岡市立能古小学校の小学校区（福岡市立小学校の通学区域をいう。以下この項において同じ。）に居住する者であって70歳以上のもの 能古・姪浜間の定期運航路線
 - (2) 福岡市立玄界小学校の小学校区に居住する者であって70歳以上のもの 玄界・博多間の定期運航路線
 - (3) 福岡市立勝間小学校、福岡市立志賀島小学校及び福岡市立西戸崎小学校の小学校区に居住する者であって70歳以上のもの 志賀・博多間の定期運航路線
 - (4) 福岡市立小呂小学校の小学校区に居住する者であって70歳以上のもの 小呂・姪浜間の定期運航路線

第6条第1項中「第5項」を「第6項」に改める。

第6条の2の次に次の1条を加える。

(70歳以上の者の乗船)

第6条の3 第5条第5項各号に掲げる者が渡船を利用するときは、高齢者乗船券を発行する。

- 2 前項の高齢者乗船券の交付を受けようとする者は、官公署が発行する証明書等（本人の氏名、住所及び生年月日が記載されているものに限る。）を係員に提示しなければならない。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 19 号

福岡市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市自転車駐車場条例施行規則（昭和 60 年福岡市規則第 93 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「募集の開始日の 10 日前までに福岡市公報に」を削り、「登載して」を「公告して」に改める。

別表第 3 備考第 3 項を削り、同表備考第 4 項中「（前項に定める場合を除く。）」を削り、同項を同表備考第 3 項とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会

職務に専念する義務の免除の臨時措置に関する規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市人事委員会

委員長 平 江 徳 子

福岡市人事委員会規則第 1 号

職務に専念する義務の免除の臨時措置に関する規則を廃止する規則

職務に専念する義務の免除の臨時措置に関する規則（平成 4 年福岡市人事委員会規則第 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。